

議案第98号から第112号まで

令和4年度宝塚市一般会計歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計平井財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計山本財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計中筋財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計中山寺財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計米谷財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計川面財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計小浜財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計鹿塩財産区歳入歳出決算認定、令和4年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵人財産区歳入歳出決算認定及び令和4年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出決算認定について

地方自治法(抜粋)

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 (略)

議案第 1 1 3 号

財産（議場放送設備等一式）の取得について

- 1 契約の方法 随意契約
- 2 見積参加業者名及び見積結果

見積参加業者名	見積金額(円)	
神戸総合速記㈱	28,500,000	決定

（見積金額には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。）

- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥2,850,000.-
- 4 随意契約の経緯

本件については、令和 5 年 9 月 14 日を開札日と定めて制限付き一般競争入札を実施し落札者が決定したが、決定後に落札者から契約辞退の申出があり契約は不調となった。

本事業は、設置後 40 年以上を経過し、修繕や交換部品の調達が困難な議場放送設備等を更新することにより、安定的な議会運営を維持することを目的とするものである。軽微な機器トラブルも頻発する状況の中、致命的な故障発生による議会機能の停止を回避するには可能な限り速やかに事業を執行する必要がある。

一方、再度の競争入札を行ったとしても今回応札した事業者以外の参加が見込めないこと、また、契約締結までに 2 か月程度の遅延が発生することとなり、半導体不足による電気機器類の価格高騰、生産停止が続く状況の中、時間の経過とともに契約の機会を失うおそれが高いことを鑑みると再度の競争入札に付することは不利と認めるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、先の入札において次順位の見積金額を提示した事業者から再度の見積もりを徴し、随意契約の相手方に決定した。